

児童手当 額改定認定請求書

与那原町長 殿

提出年月日				※受付確認年月日			
令和	年	月	日	令和	年	月	日

受給者	(ふりがな)		生年月日	大正	年	月	日	職業	ア.被用者
	氏名(法人名等)	印		昭和					イ.公務員
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	与那原町字 板良敷 上与那原 与那原 東 浜	電話番号 — —						

額改定対象児童	氏 名	続柄	生年月日	同居 別居の別	住所 (上記と異なる 場合のみ)	海外留学している 場合の出国年月	監護の 有無	生計関係	※児童との関係で、 該当する場合に○
			平成・令和 年 月 日	同・別		年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
			平成・令和 年 月 日	同・別		年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
			平成・令和 年 月 日	同・別		年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
			平成・令和 年 月 日	同・別		年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

増額・減額の理由	増減の種別	事由の発生した年月日	備 考
	増 額 ・ 減 額	令和 年 月 日	
	増 額 す る 理 由	減 額 す る 理 由	
	☐ 出生 ☐ 監護しなくなった ☐ 生計を同じくしなくなった ☐ 生計を維持しなくなった ☐ 未成年後見人でなくなった ☐ その他	☐ 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く) ☐ 父母指定者でなくなった(子どもの生計を維持する父母等の帰国) ☐ 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院 ☐ 子どもと同居しなくなった(単身赴任の場合を除く) ☐ その他()	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。
- ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

※担当者記入欄	額改定開始年月	手当月額
	令和 年 月	3歳未満分 円
	システム入力日	3歳以上小学校修了前分 円
	令和 年 月 日	中学生分 円
		月額合計 円

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「増額した理由」の欄は、該当するものを☑し、その他を選択した場合は、理由を具体的に記入してください。
- 8 「減額した理由」の欄は、該当するものを☑してください。その他を選択した場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 9 「事由の発生した年月日」の欄は、事由の発生した年月日を記入してください。
- 10 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類